

ショートステイいきいき館

短期入所生活介護利用契約書

(介護予防利用契約書)

目 次

第一章 総則

- 第1条 契約の目的
- 第2条 適用期間
- 第3条 短期入所生活介護計画の決定・変更
- 第4条 短期入所生活介護保険の基準サービス
- 第5条 短期入所生活介護保険の基準外のサービス

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条 サービス利用料金の支払い
- 第7条 利用料金の変更

第三章 事業者の義務等

- 第8条 事業者及びサービス従事者の義務
- 第9条 身体拘束その他行動制限
- 第10条 守秘義務等
- 第11条 個人情報保護等

第四章 利用者の義務

- 第12条 利用者の施設利用上の注意義務等

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第13条 損害賠償責任
- 第14条 損害賠償がなされない場合
- 第15条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

第六章 契約の終了

- 第16条 契約の終了事由
- 第17条 利用者からの中途解約等
- 第18条 利用者からの契約解除
- 第19条 事業者からの契約解除
- 第20条 清算

第七章 その他

- 第21条 苦情処理
- 第22条 利用者代理人
- 第23条 協議事項

_____（以下「利用者」という。）と有限会社いきいきサポート（以下「事業者」という。）は、利用者がショートステイいきいき館（以下「施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護予防及び介護保険における短期入所生活介護利用資格を有する方を対象とし、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持に必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容（ケアプランを含む）は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（適用期間）

- 第2条 本契約は、利用者が短期入所生活介護利用契約書を事業者に提出したときから効力を有します。但し、扶養義務者又は後見人等に変更が生じた場合は、新たに契約を得ることとします。利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われないう限り、初回利用時の契約書提出をもって、継続できるものとします。

（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、利用期間が4日以上の利用者について、その日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 短期入所生活介護計画について、事業者は利用者及び扶養義務者又は後見人等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間において利用者の心身の状態に応じて定期的に、もしくは利用者及び扶養義務者又は後見人等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを居宅介護支援専門員と確認し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び扶養義務者又は後見人等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者及び扶養義務者又は後見人等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 5 事業者は、利用者及び扶養義務者又は後見人等の要請に応じて、サービス提供記録等を開示するものとします。

解除することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。
- 4 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養義務者及び後見人等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 5 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。(緊急時の対応)
 - 一 事業者は、利用者に対し、当事業所における短期入所生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
 - 二 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は利用者及び扶養義務者又は後見人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(身体拘束その他の行動制限)

第9条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、事業者は事前又は事後速やかに、利用者及び扶養義務者又は後見人等に対して、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。
- 3 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第8条第3項の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要
 - 三 前項に基づく利用者及び扶養義務者又は後見人等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

(守秘義務等)

第10条 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者及び扶養義務者又は後見人等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及び扶養義務者又は後見人等から、予め同意を得た上で行うものとします。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第15条 事業者は、本契約の有効期間中、天災・災害・施設設備等の故障やその他やむを得ない理由等、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第16条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は入所できない介護度と判定され場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者及び扶養義務者又は後見人等は契約終了を希望する日の前日までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者が、前項の通知を行わずに居室から退去した場合には、利用者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第18条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条、第11条に定める守秘義務、個人情報保護等に違反した場合

短期入所生活介護利用者契約書

(介護予防利用契約書)

ショートステイいきいき館を入所利用するに当たり、これらの内容に関して担当者における施設利用契約書及び重要事項説明書のサービス提供の内容、介護保険給付以外の費用及び請求金額等について説明を受け、十分に理解した上で同意し契約します。

本契約を証するため、利用者及び施設が記名の上、各1通を保有するものとします。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

事業者 住所 鹿児島県鹿屋市王子町3958番地7

事業所名 有限会社 いきいきケアサポート

代表者名 代表取締役 田中 穂積

契約者
(利用者)

住所

氏名

家族等
(扶養義務者)

住所

氏名

続柄

代理人

住所

氏名

続柄

後見人

住所

氏名